

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月9日

【四半期会計期間】 第51期 第3四半期
(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 信越ポリマー株式会社

【英訳名】 Shin-Etsu Polymer Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 赤澤 宏

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目3番5号

【電話番号】 03 - 3279 - 1712

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経理・購買担当 坂口 嘉昭

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目406番地1

【電話番号】 048 - 652 - 6213

【事務連絡者氏名】 経理グループマネジャー 山下 博

【縦覧に供する場所】 信越ポリマー株式会社 東京工場
(埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目406番地1)

信越ポリマー株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区西宮原一丁目8番29号)

信越ポリマー株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅三丁目16番22号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第50期 前第3四半期 連結累計期間	第51期 当第3四半期 連結累計期間	第50期 前第3四半期 連結会計期間	第51期 当第3四半期 連結会計期間	第50期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	51,019	53,675	19,020	17,649	70,181
経常利益 (百万円)	1,884	2,405	1,258	578	2,816
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,228	1,217	1,214	160	916
純資産額 (百万円)			63,893	63,439	64,800
総資産額 (百万円)			88,314	85,430	85,628
1株当たり純資産額 (円)			774.11	767.38	785.10
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	15.11	14.98	14.94	1.98	11.28
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)			71.3	73.0	74.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,851	6,586			8,806
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,804	1,695			949
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,307	2,526			4,805
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			24,790	26,846	25,223
従業員数 (人)			4,938	4,301	4,716

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	4,301
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	608
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
電子デバイス	6,332	
精密成形品	5,936	
住環境・生活資材	3,062	
その他	782	
合計	16,113	

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 第1四半期連結会計期間から、セグメント区分を変更したため、各セグメントの前年同四半期との比較は記載しておりません。

(2) 受注実績

受注生産はその他の一部においてのみ、行っております。

当第3四半期連結会計期間における受注実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
その他	677		454	

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 第1四半期連結会計期間から、セグメント区分を変更したため、各セグメントの前年同四半期との比較は記載しておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
電子デバイス	5,503	
精密成形品	6,058	
住環境・生活資材	4,692	
その他	1,395	
合計	17,649	

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 総販売金額に対する割合が10%以上に該当する販売先はありません。
 3 第1四半期連結会計期間から、セグメント区分を変更したため、各セグメントの前年同四半期との比較は記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における世界経済は、新興国が牽引する穏やかな景気回復基調となりましたが、各国の景気刺激策の終了による景気減速感やユーロ加盟国の財政危機への懸念など、不透明感が続きました。また、国内では急激な円高や資源高、設備投資の停滞などにより景気の足踏み状況が続いています。

当社グループ関連の市場環境につきましては、電子機器関連や自動車関連市場は回復感が弱く、半導体や電子部品市場では、在庫調整等による減産局面が見られました。建材・工事関連市場では公共投資の削減などが続きました。

このような背景のもとで、当社グループは、国内外での新製品提案・販売活動を積極的に展開し、同時に経費削減など収支改善に努めてまいりました。

しかしながら、当第3四半期連結会計期間の連結業績は、売上高176億49百万円（前年同四半期比13億70百万円、7.2%減）、営業利益6億99百万円（前年同四半期比4億39百万円、38.5%減）、経常利益5億78百万円（前年同四半期比6億80百万円、54.0%減）、四半期純利益1億60百万円（前年同四半期比10億53百万円、86.7%減）と、減収・減益となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

電子デバイス事業
周辺部品)

(キーパッド、インターコネクター、

主力のキーパッドは、車載用は堅調に推移しましたが、携帯電話用は価格競争の激化に加え、スマートフォンの透明タッチパネル化の影響などにより低調となりました。インターコネクターは、液晶接続用や半導体検査用を中心に受注を伸ばしました。なお、現在注力しているタッチパッド等の新入力デバイスやディスプレイ周辺部品は、順調に受注を伸ばしました。

この結果、当セグメントの売上高は55億3百万円、セグメント利益は2億42百万円となりました。

精密成形品事業

(半導体関連容器、キャリアテープ関連製品、OA機器用部品、シリコンゴム成形品)

半導体関連容器につきましては、300mm工程容器及び200mm以下の輸送容器は、半導体業界の回復を受け堅調に推移しました。一方、300mm輸送容器は、ユーザーのコスト削減と環境配慮を背景とした容器の再利用(リユース)が進行し低調となりました。キャリアテープ関連製品は、第3四半期に入り在庫調整の影響を受けました。OA機器用部品は、新興国需要を背景に堅調でした。シリコンゴム成形品は、健康・医療関連で順調に受注を伸ばしました。

この結果、当セグメントの売上高は60億58百万円、セグメント利益は4億6百万円となりました。

住環境・生活資材事業

(塩ビパイプ・外装材関連製品、ラッピングフィルム、プラスチックシート関連製品、機能性コンパウンド)

住環境資材の塩ビパイプ関連製品は、住宅関連市場に回復基調が見られるものの、原料高と公共投資の縮小が依然として続いており厳しい状況でした。外装材関連製品の波板は、ホームセンター向けが堅調でした。また、樹脂製サイディングは着実に受注を増やしました。生活資材の主力製品であるラッピングフィルムは、前年並みとなりました。プラスチックシート関連製品は伸び悩みましたが、機能性コンパウンドは、緩やかな回復基調が続きました。

この結果、当セグメントの売上高は46億92百万円、セグメント利益は66百万円となりました。

その他

(工事関連他)

工事関連事業は、建設業界の低迷が続き全体として伸び悩みました。

この結果、当セグメントの売上高は13億95百万円、セグメント損失は4百万円となりました。

(注)第1四半期連結会計期間から、セグメント区分を変更したため、各セグメントの前年同四半期との金額比較は記載しておりません。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第3四半期連結会計期間末における総資産は854億30百万円(前連結会計年度末比1億97百万円の減少)となりました。これは、現金及び預金が16億22百万円、仕掛品が5億66百万円それぞれ増加し、受取手形及び売掛金が12億53百万円、投資有価証券が10億20百万円それぞれ減少したことなどによります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債は219億90百万円(前連結会計年度末比11億63百万円の増加)となりました。これは、支払手形及び買掛金が23億68百万円増加し、短期借入金15億80百万円減少したことなどによります。

(純資産)

この結果、当第3四半期連結会計期間末における純資産は634億39百万円(前連結会計年度末比13億60百万円の減少)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末より6億22百万円増加し、268億46百万円となりました。

なお、前連結会計年度末との比較では16億22百万円の増加となりました。

各活動別のキャッシュ・フローの状況と主な要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における営業活動による資金の増加額は、16億57百万円（前年同四半期は24億34百万円の増加）となりました。これは、税金等調整前四半期純利益6億2百万円、減価償却費7億57百万円などの計上と仕入債務の増加11億70百万円、たな卸資産の減少1億26百万円などの増加要因のほか、売上債権の増加9億1百万円、法人税等の支払い2億80百万円などの減少要因によるものであります。

なお、当第3四半期連結累計期間における営業活動による資金は、65億86百万円の増加（前年同四半期は68億51百万円の増加）となりました。これは、税金等調整前四半期純利益22億50百万円、減価償却費22億83百万円などの計上と仕入債務の増加24億47百万円、売上債権の減少4億60百万円などの増加要因のほか、法人税等の支払い7億72百万円、たな卸資産の増加5億93百万円などの減少要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における投資活動による資金は、主に有形固定資産の取得による支出5億91百万円により、5億68百万円の減少（前年同四半期は1億57百万円の減少）となりました。

なお、当第3四半期連結累計期間における投資活動による資金は、主に有形固定資産の取得による支出16億68百万円により、16億95百万円の減少（前年同四半期は18億4百万円の減少）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における財務活動による資金は、主に配当金の支払い3億62百万円により、3億65百万円の減少（前年同四半期は4億5百万円の減少）となりました。

なお、当第3四半期連結累計期間における財務活動による資金は、短期借入金の減少16億18百万円、配当金の支払い7億29百万円、長期借入金の返済1億69百万円などの支出により、25億26百万円の減少（前年同四半期は23億7百万円の減少）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発費の総額は、6億69百万円であります。なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、拡充、改修等の計画はありません。

また、経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000,000
計	320,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	82,623,376	82,623,376	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あり、単元株式数は100株であ ります。
計	82,623,376	82,623,376		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行している新株予約権は、次のとおりであります。

第5回(平成18年8月23日取締役会決議)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,850
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	285,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,838
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成23年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,838 資本組入額 919
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、次のいずれにも該当しなくなった日から2年経過した日以後、新株予約権を行使することができない。 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託 当社のグループ会社又は当社が認めた会社若しくは団体等の役員又は従業員 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続により承継した者は、承継日から6ヶ月間に限りこれを行使用することができる。 (3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質入れその他一切の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づき再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

第 6 回(平成18年 6 月29日株主総会特別決議)	
	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	900
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,838
新株予約権の行使期間	平成18年12月 1 日 ~ 平成23年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,838 資本組入額 919
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、次のいずれにも該当しなくなった日から 2 年経過した日以後、新株予約権を行使することができない。 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託 当社のグループ会社又は当社が認めた会社若しくは団体等の役員又は従業員 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続により承継した者は、承継日から 6 ヶ月間に限りこれを行することができる。 (3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質入れその他一切の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注)1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づき再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

第7回(平成19年6月28日株主総会特別決議)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	115,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,643
新株予約権の行使期間	平成19年12月1日～平成24年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,643 資本組入額 822
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、次のいずれにも該当しなくなった日から2年経過した日以後、新株予約権を行使することができない。 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託 当社のグループ会社又は当社が認めた会社若しくは団体等の役員又は従業員 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続により承継した者は、承継日から6ヶ月間に限りこれを行することができる。 (3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質入れその他一切の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づき再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

第 8 回(平成19年 7 月24日取締役会決議)	
	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	320,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,643
新株予約権の行使期間	平成19年12月 1 日 ~ 平成24年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,643 資本組入額 822
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、次のいずれにも該当しなくなった日から 2 年経過した日以後、新株予約権を行使することができない。 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託 当社のグループ会社又は当社が認めた会社若しくは団体等の役員又は従業員 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続により承継した者は、承継日から 6 ヶ月間に限りこれを行うことができる。 (3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質入れその他一切の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注)1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づき再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

第9回(平成20年6月27日株主総会特別決議)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	130,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	632
新株予約権の行使期間	平成20年12月1日～平成25年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 632 資本組入額 316
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、次のいずれにも該当しなくなった日から2年経過した日以後、新株予約権を行使することができない。 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託 当社のグループ会社又は当社が認めた会社若しくは団体等の役員又は従業員 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続により承継した者は、承継日から6ヶ月間に限りこれを行うことができる。 (3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質入れその他一切の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づき再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

第10回(平成20年7月23日取締役会決議)	
第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	3,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	320,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	632
新株予約権の行使期間	平成20年12月1日～平成25年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 632 資本組入額 316
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、次のいずれにも該当しなくなった日から2年経過した日以後、新株予約権を行使することができない。 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託 当社のグループ会社又は当社が認めた会社若しくは団体等の役員又は従業員 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続により承継した者は、承継日から6ヶ月間に限りこれを行うことができる。 (3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質入れその他一切の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づき再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

第11回(平成21年6月26日株主総会特別決議)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,250
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	653
新株予約権の行使期間	平成21年12月1日～平成26年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 653 資本組入額 327
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、次のいずれにも該当しなくなった日から2年経過した日以後、新株予約権を行使することができない。 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託 当社のグループ会社又は当社が認めた会社若しくは団体等の役員又は従業員 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続により承継した者は、承継日から6ヶ月間に限りこれを行うことができる。 (3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質入れその他一切の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づき再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

第12回(平成21年 8月18日取締役会決議)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	320,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	653
新株予約権の行使期間	平成21年12月1日～平成26年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 653 資本組入額 327
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、次のいずれにも該当しなくなった日から2年経過した日以後、新株予約権を行使することができない。 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託 当社のグループ会社又は当社が認めた会社若しくは団体等の役員又は従業員 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続により承継した者は、承継日から6ヶ月間に限りこれを行することができる。 (3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質入れその他一切の処分をすることができない。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づき再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

第13回(平成22年6月29日株主総会特別決議)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	505
新株予約権の行使期間	平成22年12月1日～平成27年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 505 資本組入額 253
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、次のいずれにも該当しなくなった日から2年経過した日以後、新株予約権を行使することができない。 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託 当社のグループ会社又は当社が認めた会社若しくは団体等の役員又は従業員 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続により承継した者は、承継日から6ヶ月間に限りこれを行することができる。 (3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質入れその他一切の処分をすることができない。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づき再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

第14回(平成22年 8月18日取締役会決議)	
第3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	3,350
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	335,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	505
新株予約権の行使期間	平成22年12月1日～平成27年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 505 資本組入額 253
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、次のいずれにも該当しなくなった日から2年経過した日以後、新株予約権を行使することができない。 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託 当社のグループ会社又は当社が認めた会社若しくは団体等の役員又は従業員 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続により承継した者は、承継日から6ヶ月間に限りこれを行うことができる。 (3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質入れその他一切の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づき再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		82,623		11,635		10,469

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,336,200	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 81,213,200	812,132	
単元未満株式	普通株式 73,976		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	82,623,376		
総株主の議決権		812,132	

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式41株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 信越ポリマー株式会社	東京都中央区日本橋本町 四丁目3番5号	1,336,200	-	1,336,200	1.61
計		1,336,200	-	1,336,200	1.61

(注) 平成22年12月31日現在、当社は1,337,119株の自己株式を保有しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	720	690	602	547	519	498	509	476	520
最低(円)	666	556	513	470	452	453	416	420	453

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人原会計事務所により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,951	25,328
受取手形及び売掛金	3 21,609	22,863
商品及び製品	5,572	5,560
仕掛品	883	316
原材料及び貯蔵品	1,979	2,034
未収入金	2,034	1,774
繰延税金資産	495	750
その他	313	259
貸倒引当金	185	192
流動資産合計	59,655	58,694
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	8,533	8,529
機械装置及び運搬具（純額）	5,274	4,997
土地	6,180	6,123
建設仮勘定	1,190	1,166
その他（純額）	1,045	1,244
有形固定資産合計	1 22,224	1 22,061
無形固定資産		
ソフトウェア	166	199
その他	30	30
無形固定資産合計	197	230
投資その他の資産		
投資有価証券	1,257	2,277
繰延税金資産	1,051	1,160
その他	1,044	1,202
投資その他の資産合計	3,352	4,640
固定資産合計	25,774	26,933
資産合計	85,430	85,628

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 16,106	13,737
短期借入金	1	1,581
未払金	306	391
未払法人税等	308	418
未払費用	1,312	1,053
賞与引当金	486	986
役員賞与引当金	28	3
その他	1,229	691
流動負債合計	19,780	18,864
固定負債		
長期借入金	4	5
退職給付引当金	1,662	1,577
資産除去債務	175	-
その他	366	380
固定負債合計	2,209	1,963
負債合計	21,990	20,827
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,635	11,635
資本剰余金	10,469	10,469
利益剰余金	46,262	45,829
自己株式	944	943
株主資本合計	67,423	66,991
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	127	202
為替換算調整勘定	5,173	3,375
評価・換算差額等合計	5,046	3,172
新株予約権	353	318
少数株主持分	708	663
純資産合計	63,439	64,800
負債純資産合計	85,430	85,628

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	51,019	53,675
売上原価	38,692	39,491
売上総利益	12,326	14,183
販売費及び一般管理費	1 10,702	1 11,386
営業利益	1,623	2,796
営業外収益		
受取利息	111	62
為替差益	37	-
通貨スワップ評価益	42	-
法人税等還付加算金	94	-
その他	94	113
営業外収益合計	380	175
営業外費用		
支払利息	106	77
為替差損	-	479
その他	13	10
営業外費用合計	119	567
経常利益	1,884	2,405
特別利益		
固定資産売却益	8	9
投資有価証券売却益	3	0
貸倒引当金戻入額	-	2
償却債権取立益	3	1
新株予約権戻入益	16	1
特別利益合計	32	15
特別損失		
固定資産除却損	33	56
投資有価証券評価損	3	-
たな卸資産処分損	179	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	112
会員権評価損	2	1
特別損失合計	219	169
税金等調整前四半期純利益	1,697	2,250
法人税、住民税及び事業税	577	634
法人税等還付税額	487	-
法人税等調整額	356	385
法人税等合計	446	1,019
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,231
少数株主利益	22	13
四半期純利益	1,228	1,217

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	19,020	17,649
売上原価	13,953	13,161
売上総利益	5,066	4,488
販売費及び一般管理費	1 3,927	1 3,788
営業利益	1,139	699
営業外収益		
受取利息	30	23
受取配当金	-	14
為替差益	0	-
法人税等還付加算金	94	-
その他	29	22
営業外収益合計	154	59
営業外費用		
支払利息	32	19
為替差損	-	153
通貨スワップ評価損	1	-
その他	0	7
営業外費用合計	35	181
経常利益	1,258	578
特別利益		
固定資産売却益	-	3
投資有価証券売却益	3	0
貸倒引当金戻入額	-	31
新株予約権戻入益	13	-
特別利益合計	17	34
特別損失		
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	18	10
投資有価証券評価損	3	-
たな卸資産処分損	179	-
会員権評価損	2	-
特別損失合計	204	10
税金等調整前四半期純利益	1,071	602
法人税、住民税及び事業税	237	183
法人税等還付税額	487	-
法人税等調整額	95	258
法人税等合計	154	442
少数株主損益調整前四半期純利益	-	160
少数株主利益又は少数株主損失()	11	0
四半期純利益	1,214	160

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,697	2,250
減価償却費	2,185	2,283
退職給付引当金の増減額（は減少）	76	85
受取利息及び受取配当金	125	85
支払利息	106	77
為替差損益（は益）	59	249
有形固定資産売却損益（は益）	8	9
有形固定資産除却損	33	56
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	112
売上債権の増減額（は増加）	3,038	460
たな卸資産の増減額（は増加）	1,557	593
仕入債務の増減額（は減少）	3,433	2,447
未払又は未収消費税等の増減額	157	160
その他	265	162
小計	5,870	7,336
利息及び配当金の受取額	126	99
利息の支払額	96	77
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	951	772
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,851	6,586
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,000	-
有形固定資産の取得による支出	629	1,668
有形固定資産の売却による収入	21	52
投資有価証券の取得による支出	5	6
長期貸付けによる支出	240	2
その他	48	71
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,804	1,695
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	998	1,618
長期借入金の返済による支出	570	169
配当金の支払額	728	729
その他	9	8
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,307	2,526
現金及び現金同等物に係る換算差額	7	1,231
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,732	1,133
現金及び現金同等物の期首残高	22,058	25,223
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	-	489
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 24,790	1 26,846

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
1	<p>連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、Shin-Etsu Polymer India Pvt.Ltd.は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。なお、変更後の連結子会社の数は16社であります。 (追加情報) Shin-Etsu Polymer India Pvt.Ltd.を連結の範囲に含めたことにより、以下の新たな会計処理を採用しております。</p> <p>「のれんの償却に関する事項」 のれんの償却については、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却をしております。なお、金額的重要性がない場合には発生年度に一括償却しております。</p>
2	<p>会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益がそれぞれ3百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は115百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は174百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1.	前第3四半期連結累計期間において、営業外収益に区分掲記していた「法人税等還付加算金」(当第3四半期連結累計期間6百万円)については、当第3四半期連結累計期間より営業外収益「その他」に含めて表示することとしました。
2.	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1.	前第3四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取配当金」(前第3四半期連結会計期間4百万円)は、営業外収益総額の100分の20を越えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。
2.	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
1	<p>棚卸資産の評価方法</p> <p>当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2	<p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 55,096百万円 2 偶発債務 当社従業員の住宅資金 借入に対する保証債務 13百万円 3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理につ いては、手形交換日をもって決済処理しておりま す。 なお、当第3四半期連結会計期間の末日は金融機 関の休日であったため、次の満期手形が当第3四 半期連結会計期間末日の残高に含まれておりま す。 受取手形 689百万円 支払手形 752百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 54,136百万円 2 偶発債務 当社従業員の住宅資金 借入に対する保証債務 15百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は、次 のとおりであります。 荷造・運搬費 1,641百万円 給料手当 2,298百万円 賞与引当金繰入額 634百万円 退職給付引当金繰入額 118百万円 研究開発費 1,812百万円	1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は、次 のとおりであります。 荷造・運搬費 1,948百万円 給料手当 2,327百万円 賞与引当金繰入額 658百万円 役員賞与引当金繰入額 33百万円 退職給付引当金繰入額 83百万円 研究開発費 1,934百万円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は、次 のとおりであります。 荷造・運搬費 606百万円 給料手当 784百万円 賞与引当金繰入額 355百万円 退職給付引当金繰入額 47百万円 研究開発費 686百万円	1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は、次 のとおりであります。 荷造・運搬費 636百万円 給料手当 764百万円 賞与引当金繰入額 205百万円 役員賞与引当金繰入額 10百万円 退職給付引当金繰入額 26百万円 研究開発費 669百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間 末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	1 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間 末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 26,105百万円	現金及び預金勘定 26,951百万円
預入期間が3か月 を超える定期預金 1,315百万円	預入期間が3か月 を超える定期預金 105百万円
現金及び現金同等物 24,790百万円	現金及び現金同等物 26,846百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日
至 平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	82,623,376

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,337,119

3 新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	353

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	365	4.50	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	365	4.50	平成22年9月30日	平成22年11月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	電子・機能 部材関連事業 (百万円)	包装資材 関連事業 (百万円)	建設資材・工 事関連事業他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	9,916	6,682	2,421	19,020	-	19,020
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	1	105	106	(106)	-
計	9,916	6,683	2,526	19,127	(106)	19,020
営業利益又は営業損失()	916	483	1	1,397	(258)	1,139

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	電子・機能 部材関連事業 (百万円)	包装資材 関連事業 (百万円)	建設資材・工 事関連事業他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	26,401	17,540	7,077	51,019	-	51,019
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	4	336	341	(341)	-
計	26,401	17,544	7,414	51,360	(341)	51,019
営業利益	1,515	727	19	2,262	(638)	1,623

(注)1 事業区分の方法：事業の種類・性質を考慮して区分しております。

2 各区分に属する主要な製品の名称

- (1) 電子・機能部材関連事業：キーパッド、インターコネクター、OA機器用部品、シリコンゴム成形品、塩ビコンパウンド
- (2) 包装資材関連事業：半導体関連容器、キャリアテープ関連製品、ラップフィルム、プラスチックシート関連製品
- (3) 建設資材・工事関連事業他：塩ビパイプ関連製品、外装材関連製品、建築・店舗の設計・施工、その他

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	13,143	3,733	1,383	759	19,020	-	19,020
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	1,254	2,104	3	18	3,380	(3,380)	-
計	14,398	5,837	1,386	777	22,400	(3,380)	19,020
営業利益	696	586	112	38	1,433	(294)	1,139

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	36,023	9,549	3,315	2,131	51,019	-	51,019
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	3,713	4,705	3	32	8,455	(8,455)	-
計	39,736	14,255	3,319	2,164	59,474	(8,455)	51,019
営業利益又は営業損失()	1,225	1,047	88	32	2,328	(704)	1,623

- (注) 1 国又は地域の区分の方法：地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国又は地域
 (1) アジア：シンガポール、香港、マレーシア、中国、インドネシア
 (2) 欧州：オランダ、ハンガリー
 (3) 北米：米国、メキシコ

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	アジア	欧州	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	4,629	2,012	560	91	7,294
連結売上高(百万円)	-	-	-	-	19,020
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	24.3	10.6	2.9	0.5	38.3

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	アジア	欧州	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	11,430	4,521	1,600	297	17,850
連結売上高(百万円)	-	-	-	-	51,019
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	22.4	8.9	3.1	0.6	35.0

- (注) 1 国又は地域の区分の方法：地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国又は地域
 (1) アジア：中国、香港、マレーシア、インド
 (2) 欧州：フィンランド、ハンガリー
 (3) 北米：米国
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントにつきましては、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社取締役会が、事業の業績を評価し、また経営資源の配分など、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品や製造方法、原材料特性などに応じて組織された事業本部を本社に置き、各事業本部は、国内及び海外の各事業に関する包括的な戦略を立案し、当社グループ企業(販売・生産子会社)と協力のもとに事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業本部を基礎とした製品別セグメントから構成されており、「電子デバイス事業」、「精密成形品事業」、「住環境・生活資材事業」の3つを報告セグメントとしております。

「電子デバイス事業」では、電子機器の入出力部品および周辺部品の製造・販売を行っております。

「精密成形品事業」では、半導体シリコンや電子部品の搬送用資材、OA機器・医療機器用部品など、精密成形品の製造・販売を行っております。「住環境・生活資材事業」では、住宅関連建材、食品用包装資材など、樹脂加工品の製造・販売を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	電子デバイス	精密成形品	住環境・生活 資材	計		
売上高						
外部顧客への売上高	17,490	19,148	13,312	49,951	3,724	53,675
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	17,490	19,148	13,312	49,951	3,724	53,675
セグメント利益	891	1,793	61	2,746	14	2,760

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	電子デバイス	精密成形品	住環境・生活 資材	計		
売上高						
外部顧客への売上高	5,503	6,058	4,692	16,254	1,395	17,649
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	5,503	6,058	4,692	16,254	1,395	17,649
セグメント利益又は損失 ()	242	406	66	714	4	709

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、工事関連事業などを含んでおります。

3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
 主な内容(差異調整に関する事項)

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	2,746
「その他」の区分の利益	14
棚卸資産の調整額	13
固定資産の調整額	12
貸倒引当金の調整額	15
その他の調整額	4
四半期連結損益計算書の営業利益	2,796

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	714
「その他」の区分の損失()	4
棚卸資産の調整額	2
固定資産の調整額	4
貸倒引当金の調整額	11
四半期連結損益計算書の営業利益	699

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 767円38銭	1株当たり純資産額 785円10銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	63,439	64,800
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,062	982
(うち新株予約権)	(353)	(318)
(うち少数株主持分)	(708)	(663)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計 年度末)の純資産額(百万円)	62,377	63,818
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連 結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数 (千株)	81,286	81,287

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 15円11銭	1株当たり四半期純利益金額 14円98銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが希薄化しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益金額(百万円)	1,228	1,217
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,228	1,217
普通株式の期中平均株式数(千株)	81,288	81,287
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第11回新株予約権(新株予約権の数1,250個)、第12回新株予約権(新株予約権の数3,200個)。 当該新株予約権の概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおり。	第13回新株予約権(新株予約権の数1,200個)、第14回新株予約権(新株予約権の数3,350個)。 当該新株予約権の概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおり。

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 14円94銭	1株当たり四半期純利益金額 1円98銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが希薄化しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益金額(百万円)	1,214	160
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,214	160
普通株式の期中平均株式数(千株)	81,287	81,286
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第11回新株予約権(新株予約権の数1,250個)、第12回新株予約権(新株予約権の数3,200個)。 当該新株予約権の概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおり。	第13回新株予約権(新株予約権の数1,200個)、第14回新株予約権(新株予約権の数3,350個)。 当該新株予約権の概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおり。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第51期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)中間配当については、平成22年10月28日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	365百万円
1株当たりの金額	4円50銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

信越ポリマー株式会社
取締役会 御中

監査法人 原会計事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 松 木 良 幸 印

業務執行社員 公認会計士 島 崎 義 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている信越ポリマー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、信越ポリマー株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月8日

信越ポリマー株式会社
取締役会 御中

監査法人 原会計事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 松 木 良 幸 印

業務執行社員 公認会計士 島 崎 義 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている信越ポリマー株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、信越ポリマー株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。